

第3回 環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会 資料一覧

[資料1 委員名簿](#)

[資料2 環境と調和のとれた農業生産活動規範\(案\)](#)

[資料3 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート\(案\)](#)

[資料4 意見・情報の募集結果及び考え方\(案\)](#)

[資料5 環境と調和のとれた農業生産活動規範の策定に当たって\(案\)](#)

資料 1

「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」委員名簿
敬称略、五十音順

熊谷(松田) 苑子	淑徳大学社会学部教授
長野間 宏	独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 中央農業総合研究センター土壌肥料部長
壽原 克周	日本生活協同組合連合会産直担当
服部 信司	東洋大学経済学部長
牧野 孝宏	静岡県病虫害防除所長・植物防疫全国協議会会長
松岡 公明	全国農業協同組合中央会食料農業対策部 水田・営農ビジョン対策室長
松本 聡	秋田県立大学生物資源科学部教授
村田 泰夫	ジャーナリスト（元朝日新聞編集委員）
森 雅美	（有）森ファームサービス代表取締役

環境と調和のとれた農業生産活動規範（案）

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、又は に示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、污水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (作物の生産)

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検をします。

点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)

点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次の点検まで保存します。

チェック欄

1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。	☐
2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	☐
3 効果的・効率的で適正な防除 病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。	☐
4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。	☐
5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	☐
6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	☐
7 生産情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。	☐

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組が、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

土づくり	たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する(原則として1年に1度)。
施肥	都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。 地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。 他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。 土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。 残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。
防除	発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。 次の取組のうち一つ以上を実行する。 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 農薬取締法に基づく農薬の適正な使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正な保管、廃棄等を行う。
廃棄物の処理	稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く) 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。
エネルギーの節減	電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。 作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。
生産情報の保存	生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況等についての記録帳票(ノート、伝票等を含む)を保存する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検をします。

点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)

点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

家畜排せつ物法の遵守

- 1 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。

☐

悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

- 2 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☐

家畜排せつ物の利活用の推進

- 3 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

☐

環境関連法令への適切な対応

- 4 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

☐

エネルギーの節減

- 5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐

新たな知見・情報の収集

- 6 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

☐

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組 (例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。 (参考)管理基準(法施行規則第1条第1項) ア 構造設備に関する基準 a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。 b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。 イ 管理方法に関する基準 a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。 b 管理施設の定期的な点検を行う。 c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。 d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。 e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。
悪臭・害虫の発生	家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。
排せつ物の利活用	次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。 上記 や が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。
環境法令	使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。
エネルギーの節減	電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範(仮称)案に対する 意見・情報の募集結果及び考え方(案)

意見・情報の募集結果の概要

募集期間	平成17年3月9日～16日
提出主体数	11
延べ意見・情報件数	48

本資料は、同趣旨の意見・情報等を括って整理している。

平成17年3月
農林水産省

	項目	意見・情報	職業等	意見・情報に対する考え方(案)
1	全般	地産、地消や食育と併せて推進してはどうか。	個人(一般)	重要な視点と考えます。ご意見を参考にさせていただきます。
2	全般	農業においても、環境と調和した取組みは非常に重要だと思います。	個人(自治体)	-
3	全般	環境に配慮した内容がまとめられており、農業生産段階でしっかり取り組まれば、環境と調和した農業が一層広まると期待する。	個人(自治体)	-
4	全般	農業環境規範を普及させるためには、緩やかな規範から段階的にレベルを上げていくのが良いのではないかな。	個人(自治体)	農業環境規範は、農業生産活動の現状に照らして基本的な取組内容を整理したものです。技術開発や取組の状況に応じて、随時内容を見直していく必要があると考えています。
5	全般	ISO14001認証や、地域で作成している独自の規範に配慮した運用をしていただきたい。	個人(自治体)	地域の特徴を踏まえた運用を推奨していく方針です。また、環境マネジメント手法などとの関連づけなど、地域や農業者による多様な活用も期待されるところです。
6	全般	規範を作ることや規範に取り組むこと自体が目的化してしまわないように、現場における指導も含めて適切な運用をしていただきたい。	個人(自治体)	重要な視点と考えます。ご意見を参考にさせていただきます。
7	全般	現場における環境対策の取組の指針として、分かり易くまとめられており、現場で導入しやすいのではないかな。	個人(自治体)	-

	項目	意見・情報	職業等	意見・情報に対する考え方(案)
8	全般	行動や判断の基準・手本といった意味を持つ「規範」という「従う」という意味合いが強い名称ではなく、農業者の自主的な取組を尊重するような名称にしてはどうか。	個人(自治体)	農業環境規範は、環境と調和のとれた作物生産を確保する上で重要かつ基本的であるとともに、現在までに多くの農業者、関係者が実行し、又はその必要性を認識しているものを再整理したものであることから「規範」の語を用いています。
9	全般	広く普及するためには、経営支援対策などの何らかの取組インセンティブを高めるための施策が必要ではないか。	個人(自治体)	今後は、農林水産省が実施する各種の支援策は、農業環境規範を実践する農業者を対象とする仕組みとしていく方針です。
10	全般	消費者へPRを行い、環境に配慮した農産物を積極的に購入するといった国民運動的な取組みも必要ではないか。	個人(自治体)	農業環境規範については、広く周知を図っていく考えです。
11	全般	農業環境規範の実施・点検にあたっては、地域や個別の実情に応じて判断できるような仕組みとすること。	団体(農業団体)	ご指摘のような仕組みとする考えです。
12	全般	環境への影響や適切な技術は、地域ごと、場合によっては圃場ごとに異なることも考えられ、地域や圃場等の実情に応じた実施内容が可能となるよう環境規範を設定すること。	団体(農業団体)	ご指摘のような仕組みとする考えです。
13	全般	農業者が取り組む規範が物質循環を促進し、環境保全に資する努力(労力や経費の負担を含む)であることを広く国民に理解されるような手段が必要	団体(農業団体)	重要な視点と考えます。ご意見を参考にさせていただきます。

	項目	意見・情報	職業等	意見・情報に対する考え方(案)
14	全般	「物質循環」、「環境との調和」といった言葉に明確な定義がないように思われるので、情緒的ニュアンスを極力排除するとともに、「環境との調和」を目指す努力そのものが「規範」の指標となるべきであり、段階的な規範設定が重要と考える。	団体(農業団体)	点検シートや参考資料には、取組例など明示し、どのようなことに取り組んでいくべきかを具体的にイメージできるよう努める考えです。
15	全般	農業者が取り組むべき規範の各項目がそれぞれどのように「環境との調和」や「物質循環」に役立っているかが、農業者に理解されることが必要である。そのうえで、農林水産環境政策の基本方針にあるように農業者の主体的努力による取り組みとする基本軸が重要と考える。	団体(農業団体)	重要な視点と考えます。各項目や取組例がどのような効果、役割を有しているかなどについて解説した参考資料を作成することなどを通じて、農業者の主体的な努力を応援していく方針です。
16	全般	実施にあたっては、生産者に対する周知を十分に行うとともに、環境保全型農業の意義について国民的理解が広まる取り組みを強化すること。	団体(農業団体)	農業環境規範については、広く周知を図っていく方針です。
17	全般	環境規範のそれぞれの取り組みについて、「なぜそうすべきか」を明確に農業者に伝えること。	団体(農業団体)	各項目や取組例がどのような効果、役割を有しているかなどについて解説した参考資料を作成する方針です。
18	全般	農業の環境へのプラス面についても強調し、農業者の取り組みへの意欲を高めること。	団体(農業団体)	農業と環境との関係について、正の面、負の面双方について理解増進を図ることが重要と考えています。
19	全般	環境規範の内容について、現場での混乱が起きないように、具体的に何に取り組むべきなのか、何に取り組めば環境規範をクリアすることになるのか、について明確にすること。	団体(農業団体)	点検シートや参考資料には、取組例など明示し、どのようなことに取り組んでいくべきかを具体的にイメージできるよう努める方針です。

	項目	意見・情報	職業等	意見・情報に対する考え方(案)
20	全般	実施状況の判断が困難が項目については、具体例を示すべきである。	団体(自治体)	点検シートや参考資料には、取組例など明示し、どのようなことに取り組んでいくべきかを具体的にイメージできるよう努める方針です。
21	全般	生産者に過度な負担を求めないこと。また、規制の強化につながるような環境規範の改訂を安易に行わないこと。	団体(農業団体)	農業環境規範は、農業生産活動の現状に照らして基本的な取組内容を整理したものです。技術開発や取組の状況に応じて、随時内容を見直していく必要があると考えています。
22	全般	規範の位置づけ(法的扱い、ガイドライン的)や取り扱いを明確にすることが必要である。	団体(自治体)	農業環境規範は、法的な強制力を伴うものではありません。環境との調和のための基本的な取組を示したものです。
23	全般	農業者による自己点検が適切に行われるよう、国として説明会等を行うべきである。	団体(自治体)	すべての農業者による実践を期待するものであるため、着実な周知・普及が必要と考えています。点検活動を円滑に行うための参考資料を作成していく方針です。
24	全般	今後の見直しの時期、見直しに必要な実践状況の把握方法を明確にすべきである。	団体(自治体)	農業環境規範は、農業生産活動の現状に照らして基本的な取組内容を整理したものです。技術開発や取組の状況に応じて、有識者に意見を聴くなどして、随時内容を見直していく必要があると考えています。
25	活用方法	点検シートの作成を求める対象農業者の範囲を明確にするべきである。	団体(自治体)	農業環境規範は、すべての農業者による実践を期待するものです。
26	活用方法	国の支援策を受けない農家への対応策を具体的に示していただきたい。	個人(一般)	すべての農業者に農業環境規範の実践が当然のこととなっていくことを期待しています。
27	活用方法	補助事業への要件化は、現地の実情を踏まえて段階的にいくべきである。	個人(自治体)	農業環境規範を実践する農業者に、各種支援策を講じていく方策については、17年度より可能なものから具体化していくこととしています。

	項目	意見・情報	職業等	意見・情報に対する考え方(案)
28	活用方法	環境規範を具体的にどのような施策にいつから要件化していくのか、十分に前もって明らかにすること。	団体(農業団体) 団体(自治体)	個々の支援策毎に、必要な周知を行いながら進めていく考えです。
29	活用方法	事業の要件になっている場合は、第三者による点検を要するのか基準を示すべきである。	団体(自治体)	農業環境規範を実践する農業者に、各種支援策を講じていく方策の具体的な実施方法については、個々の支援策毎に構築していく考えです。
30	個別項目 (共通)	農業規範の項目を含んでいれば、県、市町、JA等が地域の実情に応じて点検シートを作成することを認めていただきたい。	個人(自治体)	都道府県、市町村、JA等が、地域の特徴を踏まえて農林水産省が公表するものと同等以上の内容を含む点検シートを作成することなども推奨していくこととしています。
31	個別項目 (土づくり)	「土づくりの励行」の項目の中に、不耕起を例示していただきたい。	個人(一般)	土づくりの方策として最も基本的な取組を例示しています。
32	個別項目 (土づくり)	土づくりができない栽培方法(養液栽培など)では、「土づくりの励行」に該当しないが、農業規範を実行したものと見なすほうが良い。	個人(自治体)	ご指摘のような場合についての対処方法も明示しています。
33	個別項目 (土づくり)	たい肥の施用については、毎年の施用を原則とするのではなく、地域実態に即したものとなるようにすべきである。	団体(農業団体) 団体(自治体)	点検シートの取組(例)として示される取組と同等の効果がある取組を行っていただければよいこととしています。地域性、土壌条件、営農形態に応じて適切と考えられる土づくりを行うことが重要です。
34	個別項目 (土づくり)	たい肥等の有機物の過剰施用の危険についての記載を盛り込むべき(土壌診断に基づく適切な施用が重要)	団体(農業団体)	参考資料において解説する方針です。なお、都道府県が定めている施肥基準において有機物由来の肥料成分量を勘案すべきことが示されている例も多数あります。(→適切で効果的・効率的な施肥)
35	個別項目 (土づくり)	土づくりの励行の「たい肥等有機物」に、有機質肥料も対象とするべき。	団体(自治体)	土づくり効果がある有機物を施用することが重要です。

	項目	意見・情報	職業等	意見・情報に対する考え方(案)
36	個別項目 (家畜排せつ物利活用)	輸入飼料が大半を占める畜産では循環型利用には限界があり、作物生産以外への利用のウエイトが大きくなると考えられますが、その際のエネルギー収支やコスト負担等に十分配慮される必要がある。	団体(農業団体)	ご指摘のとおりと考えます。
37	個別項目 (知見・情報)	「新たな知見・情報の収集」の解説に、作物生産に伴う環境影響の例示として希少野生動植物への悪影響を記載していただきたい。	団体(一般)	「知見・情報」には、生産活動が環境に及ぼす影響とそれへの対処方法に関するものが該当すると考えています。参考資料を作成する場合等の参考にさせていただきます。
38	個別項目 (知見・情報)	農家や関係者の農業規範の周知の際には、作物生産に伴う環境影響には、希少野生動植物が含まれており、「新たな知見・情報の収集」には、希少野生動植物を守る農法や取組事例も含まれることを伝えていただきたい。	団体(一般)	「知見・情報」には、生産活動が環境に及ぼす影響とそれへの対処方法に関するものが該当すると考えています。参考資料を作成する場合等の参考にさせていただきます。
39	個別項目 (記録保存)	点検内容の裏付けとする最低限整備すべき資料について、明示すること。	団体(自治体)	肥料、農薬の使用状況等に係る記録を保存することとしています。
40	個別項目 (その他)	必須項目に、農業排水の適正管理を追加していただきたい。	個人(自治体)	都道府県、市町村、JA等が、地域の特徴を踏まえて農林水産省が公表するものと同等以上の内容を含む点検シートを作成することなども推奨していくこととしています。
41	個別項目 (その他)	「自然との共存」(農村地域の生きものたちを守り、育む農業生産活動)という項目を加えていただきたい。	個人(一般)	農業環境規範は、環境影響と関係が深い主な生産活動に着目し、取組の要点を示すものとしています。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」の策定に当たって（案）
（作物の生産に関して）

平成 17 年 3 月
環境と調和のとれた作物生産の
確保に関する懇談会

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。

我が国では、欧米に比較して農地面積が小さい上、火山灰土壌が広く分布し、夏が高温で降雨が多いために病虫害・雑草の発生が多いという条件の下で農業が営まれている。

このような中で、国民の期待に応えて安全で高品質な農産物を安定して生産するには、施肥、病虫害・雑草の防除、その他農作物の生育環境を整えるための農作業や資材の投入が欠かせない。しかし一方で、こうした生産活動には、肥料成分の地下水や河川への流出、プラスチック資材等の廃棄物の排出などの環境負荷が伴う。

このため、従来から、適切な施肥や病虫害防除、農業廃棄物の適正処理などの徹底を促すとともに、土づくり等を通じて化学肥料や農薬による環境負荷を軽減した持続的な農業（環境保全型農業）を推進してきた。作物生産の現場においては、肥料や農薬の適正な使用などの基本的な対応はもちろんのこと、土づくりを徹底し、化学肥料や農薬の使用を節減するなど、より積極的な取組も全国各地に見られるようになっている。

しかしながら、依然として、肥料成分を十分考慮しないまま有機物を多量に投入する例や、廃棄物の処理等について事業者として責務を十分に認識していない例などが見られることも事実である。一部には、過剰な施肥が原因とみられる地下水質の汚染など、農業生産が環境汚染の原因の一つとなっている例もある。

加えて、循環型社会の構築や環境保全に対して国民の関心が高まっていること、無登録農薬の使用問題など、農業者と一般の国民との信頼関係に揺らぎが生じるような事態があったことなども改めて強く認識しておかなければならない。

我が国の農業が国民の期待と信頼に応えるためには、こうした状況を十分に認識し、安全で高品質な農産物を安定して供給するという農業本来の役割を果たしつつ、農業生産全体が環境保全を重視したものへと転換していくことが必要不可欠である。

このためには、一部ではなく作物の生産に取り組むすべての者が、環境と調和のとれた生産活動の必要性を理解し、基本的な取組を着実に実行していくとともに、農業者が自らの生産活動を点検、評価し、必要に応じて適切に改善するよう努めることが重要である。また、基本的なことがらに加えて取り組みうる必要がある場合には、積極的に取り組む努力を行っていくことが期待される。

一方、国民の役割についても改めて認識しておく必要がある。

我が国の農業は、市街地区域内や都市近郊はもちろんのこと、平地農村や山間部でさえも比較的都市部に近く、また、水系を通じて直接的に都市部の生活環境の形成に関わっている。環境と調和のとれた農業が継続して営まれていくことが、農業生産や農村生活にとって有益なだけでなく、都市部も含めた我が国全体の良好な生活環境の形成・保全にも関わっているということが出来る。

我が国の国民には、環境との調和を図りつつ営々と農業生産に取り組む農業者や、その農業者が生産する国産農産物を支持することの意義について、今一度理解を深め、積極的に行動することが期待される。

こうした認識に立ち、環境と調和のとれた作物生産を確保するための重要な原則を「環境と調和のとれた農業生産活動規範」として国民に明示することは、農業者による取組の増進と国民との相互理解の一助となる点においてきわめて意義が大きいことと考えるものである。

（参考資料本文中に移動）

農業環境規範は、環境と調和のとれた作物生産を確保する上で重要かつ基本的であるとともに、現在までに多くの農業者、関係者が実行し、又はその必要性を認識しているものを再整理したものであることから「規範」の語を用いています。